

大阪市告示第968号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月5日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
大阪貯蓄信用 組合	生野支店	変 更 前	〒544-0025 大阪市生野区生野東四丁目6番24号	令和6年 7月29日
		変 更 後	〒544-0033 大阪市生野区勝山北四丁目14番18号	

(会計室会計管理担当)